

## 日本再興戦略

(抄)

〈平成 25 年 6 月 14 日閣議決定〉

〈知財部分抜粋〉

### 第 I 総論

#### 2. 成長への道筋

##### (3) 新たなフロンティアを作り出す

(オールジャパンの対応で「技術立国・知財立国日本」を再興する)

【前略】また世界の先を行く基礎研究の成果を一気に実用化レベルに引き上げるための革新的な研究を徹底的に支援し、iPS プロジェクトのような成功例を次々と生み出していく。国の総力を結集して「技術で勝ち続ける国」を創る。

さらに、日本人の知恵・創造力を発揮して、世界最高の「知的財産立国」を目指す。

### 第 II 3つのアクションプラン

#### 一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～

##### 1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）

###### ⑤グローバルトップ企業を目指した海外展開促進

###### ○海外展開の促進

- ・中小企業の国際的な知的財産戦略の支援（特許出願に係る費用減免など）

##### 3. 科学技術イノベーションの推進

###### ⑦知的財産戦略・標準化戦略の強化

グローバルな経済活動の拡大を踏まえ、国内のみならず、海外においても、中小企業を始め我が国産業や国民が円滑にイノベーションを起こし、権利を取得し、活用するイノベーションサイクルが実現するよう、審査の迅速化、トップスタンダード制度の推進、グローバルに通用する認証基盤の整備等により知財戦略・標準化戦略を抜本的に強化する。

###### ○国際的に遜色ないスピード・質の高い審査の実現

- ・任期付審査官の確保などの審査体制の整備・強化等により、今年度中に審査順番待ち期間を 11 か月とし、その後の権利化までの期間を

2015 年度中に 36 か月以内とする。複数技術等の一括審査（まとめ審査）を今年度から開始する。

○新興国を含めたグローバルな権利保護・取得の支援

- ・アジア新興国への人材派遣・研修受入れを強化するとともに特許審査ハイウェイ（他国で特許となった出願を、早期に審査する制度）の対象国を拡充する。また、製品等のデザインを国際的に保護しやすくするため、ハーグ協定に対応した意匠制度の見直しについて今年度中に成案を得て、その後関係法改正案を速やかに国会に提出する。中国語特許文献について、特許庁がデータ受領後 6 か月以内に和文翻訳を民間提供できる体制を 2015 年度中に構築する。

○企業のグローバル活動を阻害しないための職務発明制度の見直し

- ・企業のグローバル活動における経営上のリスクを軽減する観点から、例えば、職務発明の法人帰属化や使用者と従業者との契約に委ねるなど制度を見直し、来年の年央までに論点を整理し、来年度中に結論を得る。

## 6. 中小企業・小規模事業者の革新

### ①地域のリソースの活用・結集・ブランド化

○「プレミアム地域ブランド」の創出

- ・地域団体商標の登録主体を商工会、商工会議所等に拡充し、利用価値の高い地域ブランドの保護を可能にする商標制度の見直しについて今年度中に成案を得て、その後関係法改正案を速やかに国会に提出する。また、申請を補助する知財専門家の派遣や相談・申請に係る財政支援などにより、地域団体商標に係る負担の低減と申請ノウハウの向上による迅速な権利化を図り、地域団体商標の活用を促進する。

## 三. 国際展開戦略

### 2. 海外市場獲得のための戦略的取組み

<中国、ASEAN 等>

- ・既に日系企業によるサプライチェーンが構築され、消費市場が成長してきていること等を踏まえ、ビジネス環境改善と新規分野進出支

援を実施する。具体的には、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）を活用し、東アジア経済共同体構築を目指しつつ、広域的な道路・電力網等のインフラ強靱化や産業政策・法制度整備の支援、知財保護強化等を進めるほか、二国間金融協力を通じた日系企業の現地通貨建て資金調達支援等を行う。2020年までに「輸出額及び現地法人売上高」の2011年比2倍を目指す。